

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
木屑売払	NAM-Z 2 3 0 0 0 4	
	作 成	平成 2 8 年 1 2 月 7 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	沼田弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、沼田弾薬支処において実施する木屑の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1による。

- a) 木屑とは、弾薬梱包用木箱、木製パレット及び保管用資材、細部は木屑売払品目表による。
- b) 契約業者とは、木屑を自社にて解体出来るものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4 仕様書

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 売払に関する要求

2.1 売払の種類及び数量

木屑の種類及び数量は、調達要領指定書により指定する。

2.2 一般的要求事項

当該、木屑についての一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処置基準

- a) 処置前（原型のままの状態）は、他への持ち出し、又は他への業者への売却をしてはならない。
- b) 処置基準は、関係法令または調達要領指定書に指定している場合それらを遵守し、適正に処置する責任を負うものとする。
- c) 承認を受けずに契約状況（特に表示内容・重量）を第三者に開示してはならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領によるほか、契約相手方は本役務終了後速やかに受領書等を処置し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 輸 送

木屑の輸送は官側が行うものとする。

4.2 伝票等

計量は搬入の都度、車両 1 台毎に行い、それぞれの車両に計量表を作成し、官側に提出するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。